

構造改革特区に関する有識者会議

意見

平成17年9月30日

平成17年3月31日の構造改革特別区域推進本部長決定において、「今後の構造改革特区の推進に当たっては、これまでの特区提案のうち実現しなかったものの中から重点的に検討する項目を選定し、その実現を図っていくため、特区において講じられた規制の特例措置の評価の経験を踏まえ、有識者として構造改革特別区域推進本部評価委員会の委員を参集し、意見の開陳を求めることとし、このために構造改革特区に関する有識者会議を開催する」とされた。

有識者会議では、こうした設置の趣旨を踏まえ、これまで鋭意検討を重ねてきたところであり、ここに意見をとりまとめたので、提出するものである。

1. 設置の経緯

この会議は、経済財政諮問会議及び「平成17年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度(平成17年1月21日閣議決定)」において、以下のような指摘がなされたことを受けて設置された。

(1) 経済財政諮問会議(平成16年12月24日)における議論

- ・ 構造改革特区の推進に当たっては、定期的に地方公共団体や民間事業者等からの提案を受け付け、特例を追加・充実することとしているが、その際、年に2度程度提案募集を行い、検討することとしており、したがって、各募集に対する検討の期間は2ヶ月程度である。
- ・ そこで、実現される提案は、2ヶ月という限られた検討期間内に各省庁が実現に応じた特区提案に限定され、政策的には重要だが、実現が容易でない提案は却下されているのではないか。このため、
 1. 特区本部として、第三者機関等の検討を経て、10程度の重点検討項目を選定し、その実現を重点的に図っていく仕組みを導入すべきである。
 2. 重点検討項目の実現を強力に進めるには、規制改革・民間開放推進会議と連携し、協力を得ることが必要ではないか。
 3. 重点検討項目の選定につき検討を行う上記第三者機関としては、例えば、「評価委員会」の活用・拡充で対応してはどうか。

(2) 「平成 17 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度(平成 17 年 1 月 21 日閣議決定)」における決定事項

- ・ 構造改革特区については、今後とも規制改革の突破口としての役割を果たしていくが、これまでの特区提案のうち実現しなかったものについての総点検の結果を踏まえ、更なる充実に向けた方策を実施するとともに、これまでの特区での規制の特例措置について、評価委員会において特段の問題が生じていないと判断されたものについては、引き続き、速やかな全国展開を行う。

2. 検討の過程・方法

(1) 重点検討項目選定の視点

重点検討項目の選定に当たっては、まず、第1次提案から第6次提案までのうち、各省庁から対応不可の判断を示された事項全て(1100項目余)を候補として拾い上げた。

その上で、各委員よりぜひ取り上げるべきとの意見が出された重点検討項目の候補の中から、以下の選定の視点に基づき、有識者会議で議論するにふさわしいと考えられた26項目を座長私案として選定した。その後、提案者及び各省庁からの調査・ヒアリング結果を踏まえて、最終的に18項目に絞り込んだ。

< 重点検討項目選定の視点 >

これまでに実現していない提案の中から、社会的、経済的に意味(ニーズ)があるものを選定する。

「社会的、経済的に意味(ニーズ)があるもの」の選定は、規制改革の突破口としての役割を果たすとともに、地域が「自主、自立、自考」の精神で活性化するという特区の趣旨を実現するため、経済財政諮問会議で提示された次の検討の視点を踏まえて行う。

- イ) 効率的で利便性の高い行政の実現
- ロ) 地域の資源の有効活用による地域活性化
- ハ) ヒト、モノ、カネの流れの円滑化・活性化

以下に該当する項目については、基本的に検討しない。

- ・ 過去においては実現していなかったが、現在では実現したもの
- ・ 17年度中に具体的な措置が行われ実現するもの
- ・ 公序良俗に反する等、合意形成が困難なもの
- ・ 現在、国会に関連法案が提出されている等制度改正中のもの
- ・ 立法府において検討が現に行われているもの
- ・ 代替措置も含め法制面などから如何なる方法をとっても制度化が困難なもの

(2) 検討過程

(ア) 当会議は、第1回会合を4月15日に開催し、以来、4回にわたる全体会議に加え、以下の、3回のシリーズにわたるヒアリング及び折衝を行った(詳細は別添の開催実績参照)。

5月17日～25日・・・座長私案として選定した26項目の重点検討項目の候補について各省庁からヒアリング。その結果も踏まえて、重点検討項目を18項目に絞り込んだ。

6月28日～7月12日・・・重点検討項目(18項目)に関し、提案者・各省庁(課長級)からヒアリング。

7月27日～29日及び8月9日・・・重点検討項目のうち一部について当会議と各省庁(局長級)とで折衝。

(イ) 重点検討項目を選定し、これに対する意見をとりまとめるにあたっては、制度の趣旨、改革するにあたっての問題点を十分に各省庁から聞くこととした。

今回の検討対象となったものは、過去の提案検討で一旦各省庁から対応不可との返答を得ているものであり、実現には困難な点があることが予想された。

そのため、各省庁との話し合いの機会をなるべく多く設けることとした。各省庁に一度ならず検討を依頼し、当会議としての考えを伝えることにより、各省庁の合意を得て、提案を実現することを目指す一方、仮に合意が得られない場合でも、制度の趣旨や提案実現への問題点について当会議としてよく把握・理解した上で、意見を作成するよう留意した。その観点から、各省庁とのヒアリング・折衝は、必要に応じ、課長レベルと局長レベルの双方から行った。

3. 検討の結果

検討の結果を別表にまとめた。そこに掲げられているのが、当会議が選定した18の重点検討項目である。また、それぞれの項目に対する当会議としての意見を結論欄に記載した。

結論欄の記載事項の内容は、各省庁と合意しているものである。

結び

本意見は、構造改革特別区域推進本部に対して提出されるものである。

同本部においては、現在政府内で検討されている第七次提案に対する対応方針とあわせて、本意見に対する対応方針を決定していただきたいと考える。

その決定を受け、規制の特例措置とするもの及び全国において規制改革を実施することとなったものについては、第七次提案の項目同様に速やかに処理していただきたい。

この会議の重要な役割は、これまで提案があったにもかかわらず実現していない、しかし重要な課題として引き続き存在する、いわば「根雪」の部分进行溶かし、特区に対する地方公共団体、民間企業等のインセンティブを更に高めることにあると考えている。今回の当会議での検討が、各方面の特区への取り組みの強化を促し、今後の構造改革の推進に役立つことを願っている。

平成 17 年 9 月 30 日

有識者会議委員一同

別表

番号	事項名	規制の根拠法令等	結論	所管省庁
1	県議会議員の複数常任委員会への所属	地方自治法第109条第2項	<p>第28次地方制度調査会における審議及び答申を踏まえ、地方議会の活性化を図るため、地方議会のあり方を体系的に整理する一環として検討し、平成17年度中に措置する。</p> <p>【平成17年度中に措置】</p> <p>全国において実施</p>	総務省
2	市町村における基本構想策定義務の廃止	地方自治法第2条第4項	<p>市町村の基本構想については、市町村における地方自治の推進や市町村議会の活性化といった観点も含め、その在り方について、幅広く検討を行う。</p> <p>また、基本構想は、現行法令上、その内容・期間、策定体制に関する規制はないにもかかわらず、これらの点につき、市町村に対して十分に周知されていない状況を踏まえ、平成17年度中に、市町村が基本構想の内容を自由に策定できることについて全国の市町村に周知を図るよう措置する。</p> <p>【市町村への周知について、平成17年度中に措置】</p>	総務省
3	公金のクレジットカードによる納付の容認	地方自治法第231条及び同法施行令第154条	<p>住民の便益を図るため、提案の実現に向けて法制的及び技術的な諸課題について検討し、平成17年度中に措置する。</p> <p>【平成17年度中に措置】</p> <p>全国において実施</p>	総務省
4	「企業内転勤」に関する在留資格の要件緩和	出入国管理及び難民認定法別表第1 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	<p>企業内転勤の在留資格については、対象施設を地方公共団体等が提供する場合だけでなく、地方公共団体が賃貸借する場合や、地方公共団体が助成の対象として指定する場合などにおいても、認めることを検討する。その際、それぞれの場合において、事業拠点の確実な確保を担保する観点等から、対象施設が存在すること、地方公共団体の一定の関与が必要であること等の条件を付した上で、企業内転勤の在留資格の決定が可能となるよう17年度中に措置を講ずる。</p> <p>【平成17年度中に措置】</p> <p>特区対応</p>	法務省

番号	事項名	規制の根拠法令等	結論	所管省庁
5	外国人に対する「教授」在留資格の期間延長	出入国管理及び難民認定法第2条の2 出入国管理及び難民認定法施行規則 第3条、別表第2	「教授」資格により在留し、大学等において研究、研究の指導又は教育活動を行う外国人教授の在留期間を(最長)3年から5年に延長することとし、平成17年度中に措置する。 【平成17年度中に措置】 全国において実施	法務省
6	外国歯科医師による教授を目的とした歯科診療の可能化	外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律第2条第3号	来年4月から義務化される歯科医師臨床研修制度に係る検討を見ながら、診療所について外国人歯科医師臨床研修制度の対象施設要件の設定の可否を検討する。 【平成17年度中に結論を得る】	厚生労働省
7	医療関係業務の労働者派遣の容認	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第2条	病院・診療所等への医療関係職種の派遣に関し、以下の事項について労働政策審議会における審議を行い、平成17年度中に結論を得て、その結論に従い速やかに措置する。 すべての医療関係職種(労働者派遣法施行令において病院・診療所等への労働者派遣が禁じられている業務を行う職種をいう。)について、産前産後休業、育児休業、介護休業を取得した労働者の業務を行う場合に限り、医療関係職種の派遣を認める。 へき地や離島等、医師の確保が困難な一定の地域について、派遣後の業務を円滑に行えるような支援としての研修等を受けることを条件として、当該地域に所在する病院・診療所等に対する医師の派遣を認める。 【平成17年度中に方針を決定】 全国において実施	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	結論	所管省庁
8	NPO法人によるIRB(治験審査委員会)設置の可能化	医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令	<p>提案を実現する方向で、治験審査委員会の設置主体としてふさわしいNPO法人の要件の策定、自施設以外の治験審査委員会に代替できる条件の緩和、治験審査委員会を共同IRBと施設IRBのいわゆる2階建てとすることについて認める際の条件設定について、治験のあり方に関する検討会における議論を踏まえつつ検討を行う。については平成17年中の方針を決定する。ただし、については治験審査委員会の本質に関わる問題であり、より慎重な議論が求められることに留意し、平成17年度中の方針を決定するよう努める。その上で、方針が決定次第速やかに措置する。</p> <p>【、については平成17年中の方針を決定。については平成17年度中の方針を決定するよう努める。】</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">全国において実施</p>	厚生労働省
9	既存施設を学校へ用途転用する際の建築基準法の緩和	建築基準法施行令	<p>養護学校としての階段については、建築基準法等に基準が無いことから、利用実態を踏まえて特定行政庁が判断できることが明確になった。</p>	国土交通省
10	先買い制度により取得した用地の売却等処分にかかる制限の撤廃	公有地の拡大の推進に関する法律	<p>公有地の拡大の推進に関する法律に基づく先買い制度により取得された土地については、事業の廃止等により買い取り目的が失われた場合において、用途制限の見直しを図るための検討を行う。なお、検討に当たっては、長期間保有されている土地の状況を踏まえて、当該土地の転用に対するニーズに沿った制度改正を行うため、地方公共団体等における実態の把握を早急に行う。</p> <p>また、現行制度の中でも対応が可能なものについて、上記の検討と併せて、以下の内容を17年度中に措置する。</p> <p>利用可能な用途について、過去の事例等の周知を図る 相談窓口を設置して個別の事案に即したきめ細かい助言を行う</p> <p>「代替地情報提供システム」の積極的な活用を図るための措置を行う</p> <p>【用途制限の見直しの検討については、平成17年度中に結論を得る。現行制度の中でも対応が可能なものについては、平成17年度中に措置】</p>	国土交通省

番号	事項名		規制の根拠法令等	結論	所管省庁
11	一般廃棄物溶融スラグの自治体間流通と利用の特例		厚生省生活衛生局水道環境部長通知(平成10年3月26日生衛発第508号)「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用実施の促進について」等	<p>一般廃棄物溶融スラグの自治体間流通については、地方自治法に基づく事務の委託により実施可能であることを確認した。</p> <p>また、現状において一般廃棄物溶融スラグが埋め戻し材として用いられているのと同程度の利用について、これまでの一般廃棄物溶融スラグの利用実績及び利用が想定されている地域の地中空間の状況等を踏まえ、市町村が自ら発注する公共建設工事における一般廃棄物溶融スラグの地中空間の充填材としての利用について平成17年度中に措置する。その際、充填材として利用する場合の具体的な条件・基準は、年内を目途に決定する。また、年度内を目途に溶融スラグのJIS化が検討されていることを踏まえ、当該JIS基準に適合する一般廃棄物溶融スラグの活用を基本とする。</p> <p>【平成17年度中に措置】</p> <p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">特区対応</p>	環境省
12		公認会計士	公認会計士法第47条の2等 労働者派遣事業関係業務取扱要領	<p>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律に基づき公認会計士を労働者派遣することについては、派遣元が監査法人(公認会計士を含む。)以外の者である場合であって、かつ、当該派遣の対象となる公認会計士が公認会計士法第2条第1項に規定する業務を行わない場合には、容認することとし、平成17年度中に所要の措置を講ずる。なお、公認会計士が、公認会計士法第2条第3項の規定により、監査証明に補助者として従事する業務は、同条第1項に規定する業務に該当することに留意する。</p> <p>【平成17年度中に措置】</p> <p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">全国において実施</p>	金融庁

番号	事項名	規制の根拠法令等	結論	所管省庁
13	弁護士、外国法事務弁護士	弁護士法第72条等 労働者派遣事業関係業務取扱要領	<p>弁護士法第3条に規定する業務に関し、弁護士法人が他の弁護士又は弁護士法人を派遣先とする弁護士(外国法事務弁護士を含む。)の労働者派遣を行うことについて、弁護士法人の立法趣旨等との整合性の問題も含め、今後ニーズを調査した上で検討を行い、平成17年度中に結論を得る。</p> <p>【平成17年度中に結論を得る】</p>	法務省
14	司法書士、土地家屋調査士	司法書士法第2条等 土地家屋調査士法第2条等 労働者派遣事業関係業務取扱要領	<p>司法書士法第3条に規定する業務に関し、司法書士法人が他の司法書士又は司法書士法人を派遣先とする司法書士の労働者派遣を行うことについて、司法書士法人の立法趣旨等との整合性の問題も含め、今後ニーズを調査した上で検討を行い、平成17年度中に結論を得る。</p> <p>また、土地家屋調査士法第3条に規定する業務に関し、土地家屋調査士法人が他の土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人を派遣先とする土地家屋調査士の労働者派遣を行うことについて、土地家屋調査士法人の立法趣旨等との整合性の問題も含め、今後ニーズを調査した上で検討を行い、平成17年度中に結論を得る。</p> <p>【平成17年度中に結論を得る】</p>	法務省
15	税理士	税理士法第52条等 労働者派遣事業関係業務取扱要領	<p>税理士法第2条第1項及び同条第2項に規定する業務に関し、派遣元と派遣税理士との雇用関係に基づく指導監督権限が当該業務に及ばないことが担保される場合には、税理士又は税理士法人が派遣元となる場合を除き、税理士又は税理士法人を派遣先とする税理士の労働者派遣を認めることについて検討を行い、平成17年度中に結論を得る。</p> <p>【平成17年度中に結論を得る】</p>	財務省
16	社会保険労務士	社会保険労務士法第27条等 労働者派遣事業関係業務取扱要領	<p>社会保険労務士法第2条に規定する業務に関し、社会保険労務士法人が他の社会保険労務士又は社会保険労務士法人を派遣先とする社会保険労務士の労働者派遣を行うことについて、社会保険労務士法人の立法趣旨等との整合性の問題も含め、今後ニーズを調査した上で検討を行い、平成17年度中に結論を得る。</p> <p>【平成17年度中に結論を得る】</p>	厚生労働省

士業の労働者派遣の容認

番号	事項名		規制の根拠法令等	結論	所管省庁
17		行政書士	行政書士法第19条等 労働者派遣事業関係業務取扱要領	行政書士法第1条の2及び第1条の3に規定する業務に関し、行政書士又は行政書士法人が他の行政書士又は行政書士法人を派遣先とする行政書士の労働者派遣を行うことについて、法制的及び実務的な課題の検討並びに行政書士の労働者派遣に対するニーズの検証を行い、平成17年度中に結論を得る。 【平成17年度中に結論を得る】	総務省
18		弁理士	弁理士法第75条等 労働者派遣事業関係業務取扱要領	弁理士法第4条第1項及び第3項に規定する業務のうち同法第75条で規定する業務以外となる、相談に応ずること(いわゆるコンサルティング)に係るものに関し、特許業務法人以外を派遣元とする場合には、労働者派遣を認めることとし、平成17年度中に所要の措置を講ずる。 【平成17年度中に措置】 全国において実施	経済産業省